

事業計画書

公の施設の名称 (下関市こども発達センター、下関市こども発達センターどーなつ、下関市こども発達センター豊浦)			
法人名	社会福祉法人下関市社会福祉事業団		
代表者氏名	理事長 後藤吉秀	設立年月日	平成7年2月24日
法人所在地	山口県下関市唐戸町4番1号カラトピア5階		
電話番号	083-249-5205	FAX番号	083-249-5206
E-mail	shimo-jigyodan@iaa.itkeeper.ne.jp		

現在運営している類似施設	所在地	主な業務内容	管理運営期間
梅花園	下関市大字永田郷 459番地4	救護施設の経営	自 年 月 日 至 年 月 日
陽光苑	下関市大字永田郷 158番地1	養護老人ホームの 経営	自 年 月 日 至 年 月 日
陽光苑デイサービス センター	下関市大字永田郷 158番地1	老人デイサービスの 経営	自 年 月 日 至 年 月 日
ふくふくこども館 (共同事業体運営)	下関市竹崎町四丁 目3番3号JR下 関駅ビル3階	次世代育成支援拠 点施設の管理運営	自 令和4年4月 1日 至 令和9年3月31日
			自 年 月 日 至 年 月 日
			自 年 月 日 至 年 月 日

内 容

管理運営に関する基本方針

『子どもの人格を尊重し、子ども一人ひとりの発達に応じた専門療育を行い、「将来にわたってより健やかに生きていく力」を高め、「豊かな人間性」を育てる』という基本理念のもと、地域における障害児支援の中核的な専門機関として、子ども一人ひとりに応じた適切な早期療育及び家族支援を継続的かつ総合的に行えるよう、より一層充実した体制を整え、福祉の向上に貢献することを基本方針として施設の運営にあたります。

また、児童福祉法や下関市子ども発達センター等の設置等に関する条例等の関係法令を遵守し、施設の適切な運営に努めます。

業務の安全成績

事故発生件数	死亡	重傷	軽傷	事故の原因及び善後策
1	0	0	1	遊戯室に常設しているピアノに児童の耳がぶつかり、裂傷を負った事故。ぶつかった際に児童を保護する対策がされていなかったため、クッションやカバーを取り付けた。

※令和3年4月1日～令和4年10月1日現在

安全面に関する方策

○ヒヤリ・ハット事例の報告・情報共有

日常業務の中で発生したヒヤリ、ハットした場面、状況を報告する様式を定め、施設長に報告するとともに、その防止のための対策を合わせて施設内で情報を共有して、大きな事故の未然防止を図ります。

○救急救命講習等の研修会の実施

救急蘇生法やAEDの使用法の研修を定期的の実施し、職員の緊急対応能力の研さんに努めます。

○子ども発達センター診療所との連携

小児科診療所併設の利点を生かし、医師や看護師と連携して緊急対応にあたります。

○救急キットの常備

応急手当ができるよう救急キットを各施設に配置します。

福祉政策に関する取り組み状況

障害者の雇用の有無（雇用なし）

施設管理について

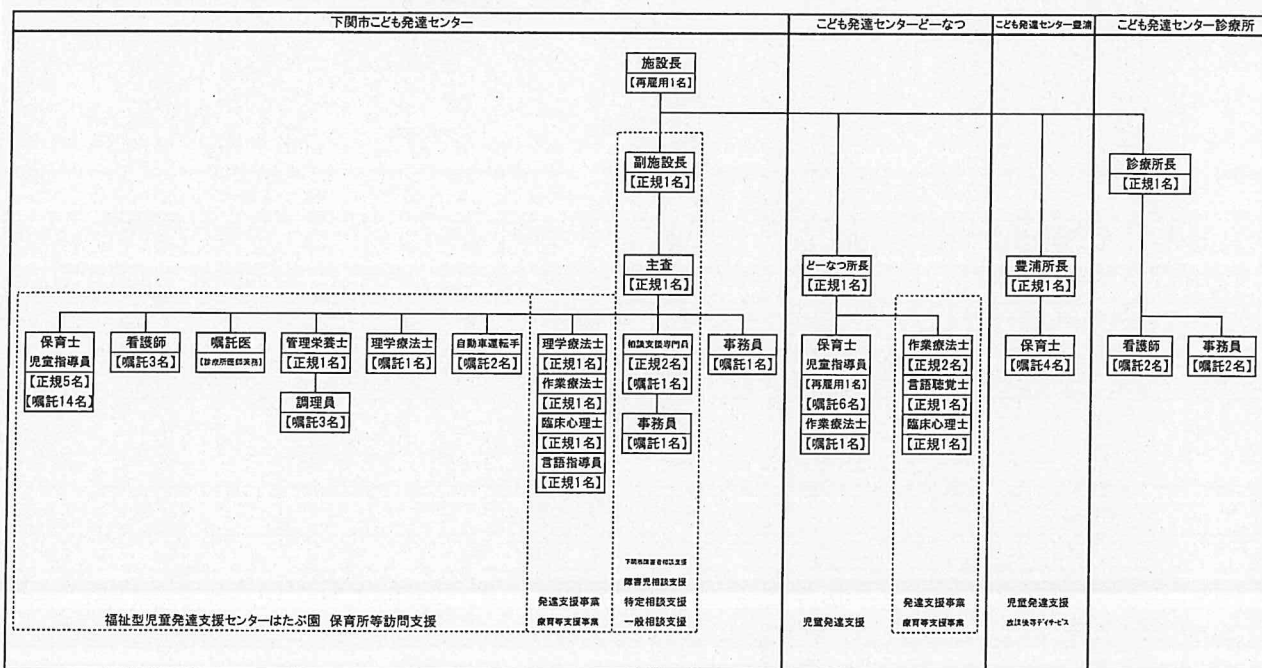
I 職員配置（指揮命令系統がわかる組織図を含む。）

○運営体制及び組織

下関市こども発達センターに施設長（センター長）を1名おき、その下に副センター長及び主査を配置し、センター長の指導監督及び副施設長並びに主査の指揮の下、各所属職員は担当事務を処理します。

下関市こども発達センターどーなつ、下関市こども発達センター豊浦に管理者（どーなつ所長、豊浦所長）をおき、その指導監督の下、各所属職員は担任する事務を処理します。組織図及び職員配置についての詳細は次のとおりです。

○下関市こども発達センター等組織図（予定）



○下関市こども発達センターの職員配置予定

職名	主な業務内容・担当事業	資格等	雇用形態 (人数)	勤務時間等
センター長	<ul style="list-style-type: none"> 発達センター実施事業の管理・統括 職員の管理 苦情解決責任者 会計責任者 		再雇用 (1名)	38.75 時間/週
副センター長	<ul style="list-style-type: none"> 指定障害児相談支援 指定特定相談支援 指定一般相談支援 下関市障害者相談支援事業 	相談支援専門員 児童指導員任用資格	正規 (1名)	38.75 時間/週

	<ul style="list-style-type: none"> ・センター長不在時の代決権者 ・苦情受付担当者 			
主 査	<ul style="list-style-type: none"> ・指定障害児相談支援 ・指定特定相談支援 ・指定一般相談支援 ・下関市障害者相談支援事業 	主任相談支援専門員 児童指導員任用資格	正規 (1名)	38.75時間/週
児童発達支援 管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用児の個別支援計画の作成 ・児童発達支援における利用児及び保護者に対する直接支援 	保育士	正規 (1名)	38.75時間/週
保育士 児童指導員	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援における利用児及び保護者に対する直接支援 ・保育所等訪問支援 	保育士 児童指導員任用資格	正規 (4名) 嘱託 (14名)	正規：38.75時間/週 嘱託：15～38.75時間/週
看護師	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援における看護業務 ・その他センター利用者の応急処置等 	看護師	嘱託 (3名)	17～18時間/週
嘱託医	<ul style="list-style-type: none"> ・利用児の健康診査 	医師	正規 (1名)	こども発達センター診療所医師兼務
管理栄養士	<ul style="list-style-type: none"> ・給食の献立作成 ・給食の調理 	管理栄養士	正規 (1名)	38.75時間/週
調理員	<ul style="list-style-type: none"> ・給食の調理 		嘱託 (3名)	17～18時間/週
自動車運転手	<ul style="list-style-type: none"> ・送迎バスの運転 ・環境整備 	大型自動車運転免許	嘱託 (2名)	32時間/週
理学療法士	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等訪問支援 ・下関市発達支援事業 ・療育等支援事業 	理学療法士	正規 (1名) 嘱託 (1名)	38.75時間/週
作業療法士	<ul style="list-style-type: none"> ・下関市発達支援事業 ・療育等支援事業 	作業療法士	正規 (1名)	38.75時間/週
臨床心理士	<ul style="list-style-type: none"> ・下関市発達支援事業 ・療育等支援事業 	臨床心理士 公認心理師	正規 (1名)	38.75時間/週
言語指導員	<ul style="list-style-type: none"> ・下関市発達支援事業 	言語指導経験者	正規	38.75時間/週

	・療育等支援事業		(1名)	
相談支援専門員	・障害児相談支援 ・特定相談支援 ・一般相談支援 ・下関市障害者相談支援事業	相談支援専門員 精神保健福祉士 保育士	正規 (2名) 嘱託 (1名)	38.75時間/週
事務員	・総務 ・出納職員 ・送迎バス運転	大型自動車運転免許	嘱託 (2名)	18~38.75時間/週

○下関市こども発達センターどーなつの職員配置予定

職名	主な業務内容・担当事業	資格等	雇用形態 (人数)	勤務時間等
どーなつ所長	・実施事業の管理・統括 ・所属職員の管理 ・児童発達支援管理責任者	保育士	正規 (1名)	38.75時間/週
保育士 児童指導員	・児童発達支援における利用児及び保護者に対する直接支援	保育士 児童指導員任用資格 臨床心理士	再雇用 (1名) 嘱託 (6名)	19~38.75時間/週
作業療法士	・児童発達支援における利用児及び保護者に対する直接支援 ・療育等支援事業	作業療法士	嘱託 (1名)	19時間/週
作業療法士	・下関市発達支援事業 ・療育等支援事業	作業療法士	正規 (2名)	38.75時間/週
臨床心理士	・下関市発達支援事業 ・療育等支援事業	臨床心理士	正規 (1名)	38.75時間/週
言語聴覚士	・下関市発達支援事業 ・療育等支援事業	言語聴覚士	正規 (1名)	38.75時間/週

○下関市こども発達センター豊浦の職員配置予定

職名	主な業務内容・担当事業	資格等	雇用形態 (人数)	勤務時間等
豊浦所長	<ul style="list-style-type: none"> ・実施事業の管理・統括 ・所属職員の管理 ・児童発達支援管理責任者 	児童発達支援管理責任者 相談支援専門員 児童指導員任用資格	正規 (1名)	38.75時間/週
保育士	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援における利用児及び保護者に対する直接支援 	保育士	嘱託 (4名)	19～38.75時間/週

○就業規程の整備と適切な労務管理の実施について

法人が定める職員就業規程、嘱託職員就業規程を遵守するとともに、勤怠管理システムによる職員の労働時間の適正把握を行います。法律に基づく看護・介護休暇、育児・介護休業等のワークライフバランスに配慮した休暇、休業制度を整備しております。また、疲労が蓄積しやすい夏期には、夏期休暇を特別有給休暇として付与し、職員が働きやすい環境整備に努めます。

2 職員の研修計画

○職員研修方針

常に全職員の資質の向上と専門性を高めていくことを目標とし、各年度当初に職員毎に研修計画を立てて実施します。施設外研修会への参加を通して学んだことを他の職員へ報告し、知識の共有を図ります。

○内部研修

定期的に施設内において全職員を対象とする研修会を開催し、支援スキルの向上はもとより、職員の向上心を養うとともに、自らの支援方法を見直す機会とします。

○外部研修

各種団体等が主催する研修会に出席、またはその中で研究発表を行い、専門知識・技術等の研さんに努めます。そこで得られた内容を報告する場を設け、その知識や技術を共有し、職員全体の資質を高めていきます。

施設運営について

1 年間事業計画（「事業実施計画」は、別に添付すること。）

（1）事業運営に関する業務

下関市こども発達センター、下関市こども発達センターどーなつ、下関市こども発達センター豊浦で実施する指定管理事業、自主事業及び受託予定事業は、次のとおりです。詳細は、事業実施計画（様式第2号-2）を参照してください。

【指定管理事業】

○下関市こども発達センター

- ① 福祉型児童発達支援センター「はたぶ園」
- ② 保育所等訪問支援事業「はたぶ園」
- ③ 下関市発達支援事業（発達支援室）
- ④ 下関市障害児（者）療育等支援事業

○下関市こども発達センターどーなつ

- ① 児童発達支援
- ② 下関市発達支援事業（どーなつ発達支援事業）

○下関市こども発達センター豊浦

- ① 児童発達支援
- ② 放課後等デイサービス

【自主事業及び受託予定事業】

○下関市こども発達センター

- ① 指定障害児相談支援事業「下関市こども発達センター」
- ② 指定特定相談支援事業「下関市こども発達センター」
- ③ 指定一般相談支援事業「下関市こども発達センター」
- ④ 在宅障害児療育支援事業「キッズハウス」（県委託事業）
- ⑤ 発達障害児地域支援体制強化事業「スクラム下関」（市委託事業）
- ⑥ 下関市障害者相談支援事業（市委託事業）

○下関市こども発達センター診療所

- ① 小児科・精神科

（2）施設の維持管理に関する業務

○建物、遊具保守点検に係る業務

建物、訓練器具、遊具を日常的に点検し、安全管理及び対策を行います。軽微な修繕が必要な箇所があれば速やかに修繕します。大規模な修繕が必要な場合は、速やかに下関市と協議します。

○清掃に関する業務

職員が各保育室、指導室、トイレ等の設備の清掃を日々行います。1年に1回清掃の専門業者による館内清掃を委託し、清潔な環境の維持に努めます。

○感染症対策

日々の活動の終了後、施設内、送迎バス車内を消毒液の噴霧による消毒作業を行い、感染症のまん延防止に努めます。

○設備及び備品等の管理に関する業務

事業団が購入した備品については、備品台帳を作成し、その状態を適正に管理します。破損、紛失等が発生した場合は、速やかに修繕・交換・補充を行います。

下関市が設置した備品については、破損、紛失等が発生した場合は、速やかに報告し、下関市の指示の下、適切な対応をとります。

○温水プールの管理

下関市こども発達センターの温水プールの使用にあたり、プールの使用開始前に専門業者による機器の点検の実施と、水質検査を実施します。日々の使用にあたっては毎日塩素濃度等のプールの水質管理を行い、利用する児童が安心して活動ができるように管理します。

○塵芥処理に関する業務

事業所から排出される廃棄物は、関係法令に基づき、指定処理業者に処理を委託して適切に処理します。

2 サービス向上のための方策

○子ども一人ひとりに応じた支援計画の作成と実施・評価

障害児支援利用計画と連動した短期、長期目標を掲げた個別の支援計画を作成し、定期的に見直しながら、子ども一人ひとりの発達の状況に応じた支援を行っていきます。

○保護者支援への取り組み

福祉型児童発達支援センター「はたぶ園」の卒園児の保護者を主としたペアレントメンターの養成のほか、保護者の養育能力の向上を支援するプログラム「ペアレント・トレーニング」を実施いたします。

○利用児の日常的な健康管理・衛生管理

家庭との連絡を密にし、利用児の健康状態を常に把握できるようにします。また、登園時や活動中の様子にも気を配り、子どもの体調の変化を見逃さないように努めます。

保育室の温度、湿度に気を配り、空調や加湿器等を使用することにより、適切な室内環境を保ちます。

○職員の健康管理と予防接種の推奨

職員に定期健康診断を受けさせるとともに、日常の健康管理に留意させ、施設内感染を未然に防ぎます。インフルエンザ等の流行期前に、事業団によるインフルエンザ予防接種費用の補助を行い、職員が感染症の媒介者にならないように努めます。

○卒園後の継続支援

福祉型児童発達支援センター「はたぶ園」を卒園した利用児が学校等の集団生活に適應できているかを確認するために就学（転園）先に職員を派遣し、フォローアップを行います。必要に応じて、保育所等訪問支援を紹介し、継続的な支援ができるようにします。

○定期健康診断の実施

福祉型児童発達支援センター「はたぶ園」では、嘱託医による定期健康診断を実施するとともに、子どもの持病等にも適切な対処ができるよう嘱託医や主治医との連携を図ります。また、緊急時には下関市こども発達センター診療所の医師に助言を仰ぐなど緊急時対応の体制を確保します。

○利用児の発達に応じた給食の提供と衛生管理

福祉型児童発達支援センター「はたぶ園」の給食の提供においては、栄養のバランスのとれた献立にし、担当職員の指導のもと、各利用児の発達に応じた食の形態、アレルギー等にも対応し、食事の面から利用児の健やかな成長を支援します。

給食の食材は安全なものを仕入れ、食品管理、調理室とのその設備及び調理器具の衛生管理を徹底し、食中毒を予防します。また、調理員の健康・衛生管理意識を高め、細菌検査や健康管理を徹底します。

○きょうだい児への支援

障がいを持つ子の兄弟（姉妹）同士の交流・共感・理解を深める場を設け、きょうだい児への支援を行います。

○季節感を感じる行事等への実施

夏祭り、運動会、クリスマス会、豆まき等の季節に応じた行事を実施し、利用児の社会性を育成するとともに、家族交流を行います。

○施設外活動の実施

施設内で実施する活動だけでなく、遠足、買い物体験、芋ほり等の施設外活動を実施し、社会性を育むとともに、親子で楽しむ時間を積極的に作るように努めます。

○広報及び情報発信

法人のホームページにこども発達センター、こども発達センターどーなつ、こども発達センター豊浦の専用ページを開設しており、事業所の情報や利用者からのアンケート結果の公表、広報誌等の情報を発信しています。障害児通所支援事業においては、翌月の活動予定等を掲載した文書を保護者へ配布し、活動予定や活動状況をわかりやすく伝えるようにします。

○地域支援の強化

下関市障害児（者）療育等支援事業の施設支援一般指導事業や、保育所等訪問支援など、センターの職員を派遣して外部の施設や利用児を支援する事業を主たる任務とする職員を置き、発達障害等の対応に苦慮している保育所等の関係機関や保護者の要請等に積極的に応えとともに、市内の障害児が通う保育所、幼稚園、こども園の関係者を対象とした「ティーチャーズ・トレーニング」に力を入れ、地域全体の子どもの養育力の向上に努めます。

○利用率向上のための取り組み

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（言語指導員）、臨床心理士の各専門職員を配置して行う発達支援事業により、児童の成長を様々な側面から支援できる体制をとっている特長を利用者に周知し、利用促進を図ります。

○第三者機関の点検・評価による業務の質の向上

こども発達センターの運営全般に対する意見・評価・外部機関への提言を行うため、子どもの育成に係る有識者や専門家等で構成する「下関市こども発達センター運営協議会」を設置します。

また、福祉型児童発達支援センター「はたぶ園」においては、指定管理期間中に山口県社会福祉協議会が行う福祉サービス第三者評価事業を受審し、サービスの改善、質の向上に取り組みます。

3 利用者等の要望の把握及び実現策

○定期的な個別面談・クラス懇談・交流会等の実施

保護者向けに個別面談・クラス懇談会・アンケート調査・随時の電話相談等を実施し、その不安や悩みに真摯に向き合い適切な助言等を行うとともに、様々な要望等に対しても可能な限り対応します。

○事業所評価の実施と公表

保護者等からの事業所評価及び自己評価を年1回実施し、寄せられた意見とその対応策を公表するとともに、事業運営に反映させます。

○意見箱の設置

下関市こども発達センターの在宅指導室に意見箱を設置し、利用者が意見・要望等を伝える手段を準備します。

4 利用者のトラブルの未然防止及び対処方法

○苦情解決責任者・受付担当者の設置

苦情解決責任者、苦情を受け付ける窓口として苦情受付担当者を置き、利用者から寄せられる苦情の解決に取り組みます。

○福祉サービスに関する苦情解決第三者委員の設置

施設において解決が困難な苦情等については、事業団が設置する福祉サービスに関する苦情解決第三者委員に報告し、解決に向けた協議を行います。また、利用者が直接苦情解決第三者委員へ連絡することもできるよう、苦情解決制度の紹介と第三者委員の連絡先を公開しています。

○保護者会アンケートへの対応

福祉型児童発達支援センター「はたぶ園」の保護者会が実施するはたぶ園の運営に関するアンケートで寄せられる要望・苦情等にも積極的に対応し、迅速かつ真摯にその解決に努めます。

5 その他（地域との連携、他施設との連携）

○関係機関との連携とネットワーク強化

児童相談所はもとより、これまで築き上げてきた医療・福祉・教育・行政等様々な関係機関とのネットワークをより強固なものとし、こども一人ひとりの発達とその家族を総合的に支援する体制を整えます。

○福祉人材の育成

実習生を積極的に受け入れ、将来の福祉人材の育成に寄与します。また、ボランティア研修会を開催し、ボランティアの育成をするとともに、発達センターの行事や日々の療育活動等に積極的に参加してもらえるように働きかけます。

個人情報の保護の措置について

○個人情報保護規程の遵守

当業団は、個人情報保護規程を定め、利用者等の個人情報の管理を適切に行います。また、就業規程においても「守秘義務」規定を設けており、職員に対し、規程の遵守を徹底します。

○個人情報の管理

ケースファイルや事務書類等は施錠可能な保管庫で管理し、個人情報が記載されている書類は事務所以外への持ち出しは原則禁止とすること、また、事務室への部外者の立ち入りを禁止します。

○パスワードの設定

パソコンで管理する情報については、パスワードを設定することによって閲覧できる者を限定させる等、セキュリティ対策を施し情報の流出を防ぎます。

○個人情報の廃棄方法

管理する機密書類を廃棄する場合には、シュレッダーまたは焼却し、復元ができない状態にして廃棄します。パソコンに入っている個人情報を含めたデータの消去は、データ消去を専門業者に委託して消去して廃棄します。

緊急時対策について

1 防犯、防災の対応

○緊急時対応マニュアルの周知徹底、見直しの実施

利用者の安全に配慮した施設運営を行うため、職員への緊急時対応マニュアルの周知・徹底を図るとともに、必要に応じてマニュアルの見直しを行います。

○緊急連絡網の整備

緊急連絡網を整備し、緊急時に速やかに情報共有を行います。

○避難訓練、救急救命訓練の実施

福祉型児童発達支援センター「はたぶ園」においては、法令に基づき作成した消防計画により、避難訓練を毎月1回、消防署を含めた総合消防訓練を年1回実施し、職員のみならず保護者の緊急意識を高めるとともに、こども発達センターどーなつ、こども発達センター豊浦においては、それぞれ庁舎を管轄する下関市立中央こども園及び下関市役所豊浦総合支所との連携のもと、定期的に避難訓練を実施します。

また、概ね3年に1回の頻度で全職員を対象とした救急救命講習を実施し、心肺蘇生法、AEDの使用方法を訓練し、緊急時に備えます。

○夜間機械警備業務の対応

下関市こども発達センターにおいては、営業時間外の建物の防犯対応を機械警備業者に再委託し、開錠・施錠時間の管理、侵入者、火災等があった場合に対応を委託します。下関市こども発達センターどーなつ、下関市こども発達センター豊浦については、下関市立中央こども園、下関市役所豊浦総合支所の取扱いに準じます。

○危険個所・訓練器具・遊具の日常点検

事業所内の危険個所、訓練器具、遊具を日常的に点検し、安全管理・対策を行います。修繕が必要な箇所があれば速やかに修繕します。

2 その他緊急時の対応

○施設賠償責任保険・社用車任意保険の加入

職務遂行中の事故等の補償に対応するため、施設賠償責任保険・社用車の任意保険に加入します。また、施設外において行事等を行う場合は、その都度行事保険に加入します。

○事故の未然防止の取り組み（送迎）

送迎バスへの児童の置き去りによる事故を未然に防ぐ取り組みとして、児童の降車時にはクラス担任が担当する児童を降車させた後に、自動車運転手が消毒、清掃を兼ねて車内の確認を行います。加えて登園予定日に連絡がなく欠席となっている場合は、クラス担任が保護者へ連絡を入れて確認を行う2重、3重のチェック体制をとり、細心の注意を払って運営します。

その他特記事項

当事業団は、下関市こども発達センターが開所して以来、27年間当施設の運営を担ってきました。

当初は1拠点3事業でスタートした当施設の運営は、平成27年度には旧4町の障害児通所支援を担う下関市こども発達センター豊浦の運営開始と下関市こども発達センターに小児科医師の配置を下関市が決めたことに合わせて診療所の開設を行い、平成30年には下関市こども発達センターどーナつの指定管理者になるとともに、下関市発達支援事業の増員配置のために作業療法士等の職員を増員配置しました。また、令和2年度には診療所を拡張し機能向上を図るなど、この27年間、医療を含めて下関市こども発達センターの機能向上を下関市と共に進めて参りました。

現在は自主事業を含めて3拠点15事業と、障害児を取り巻く福祉制度や下関市の障害児施策の変遷に伴い増え続ける業務を担っています。

当施設で働いている職員は、常に子ども一人ひとりのより良い成長を願い、子どもへの支援だけでなく、家庭へも目を向け、保護者に寄り添いながら、より良い支援を実践するために自己研さんを重ねています。更にペアレント・トレーニングの取り組み、ペアレントメンターの養成、ティーチャーズ・トレーニング等の地域の療育能力の向上させるプログラムや研修会の開催、関係機関とのネットワーク強化を図る情報交換会等の開催等、様々な活動を積極的に行い、子どもたちのために高い使命感を持って職務にあたっている点は、今も昔も変わっていません。

この27年間、下関市における障害児療育の中核的な専門機関として役割を担ってきたという誇りを胸に、培ってきた支援のノウハウや地域とのネットワークを活かし、運営に臨みたいと考えております。

注 1 「事業」とは、市が主催し、指定管理者が実施する各種講座、講演会等をいう。

2 欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

事業実施計画	
<p>【指定管理事業】</p> <p>当事業団は、下関市こども発達センター等の設置等に関する条例に基づき、次の指定管理事業を実施いたします。</p>	
<p>1 下関市こども発達センター</p>	
<p>① 福祉型児童発達支援センター「はたぶ園」</p> <p>(目的)：就学前の子どもを対象に、毎日の通園を通して日常生活における基本的動作の習得、知識技能の付与、集団生活への適用訓練等を行います。</p> <p>(対象者)：未就学の発達が気になる子ども</p> <p>(定員)：30名/日</p> <p>(サービス提供時間)：月曜日から金曜日 9：30～15：30</p> <p>(主な担当職員)：管理者、保育士(児童指導員)、管理栄養士、調理員、自動車運転手</p> <p>(主な年間行事予定)</p>	
実施月	行事内容等
4月	入園式
5月	じゃがいも掘り
6月	運動会
7月	クラス懇談会、保護者交流会、父親の会
8月	きょうだい児支援
9月	総合消防訓練、バス遠足
10月	保護者参観日
11月	さつまいも掘り、給食試食会、クラス懇談会、保護者交流会、父親の会
12月	クリスマス会
1月	きょうだい児支援
2月	豆まき、クラス遠足
3月	仮入園、卒園式
<p>② 保育所等訪問支援事業「はたぶ園」</p> <p>(目的)：利用児が通う保育所、小学校等に職員を派遣し、当該児童が他の児童との集団生活に適応することができるよう、当該児童本人に対する直接支援や、訪問先のスタッフ等に助言等の支援を行います。</p> <p>(対象者)：保育所等に在籍している障がい児</p> <p>(サービス提供時間)：月曜日から金曜日 9：00～16：00</p> <p>(主な担当職員)：訪問支援員(保育士、児童指導員、理学療法士等)</p>	

③ 下関市発達支援事業（発達支援室）

（目的）：こころ、ことば・からだの発達について悩みや心配のあるお子さんやその保護者及び子どもの療育、支援に関わる方の相談や助言を、理学療法士、作業療法士、言語指導員、臨床心理士が行います。

（対象者）：下関市内に居住する障がいを持つ児童の保護者、障がい児を支援する保育所等の関係者等

（サービス提供時間）：月曜日から金曜日 8：30～17：15

（担当職員）：理学療法士、作業療法士、言語指導員、臨床心理士

④ 下関市障害児（者）療育等支援事業

（目的）：下関市障害児（者）療育等支援事業実施要綱に基づき、在宅の障がい児等の地域における生活を支えるため、下表の事業を行います。

事業名	支援内容
巡回支援訪問療育等指導事業	相談・指導を希望する在宅障がい児（者）の家庭に定期的もしくは随時訪問、巡回する等により相談・指導を行います。
在宅支援外来療育等指導事業	在宅の障がい児（者）や家族等に対し、発達センターへの通所により各種の相談・指導を行います。
施設支援一般指導事業	保育所や学校等に職員を派遣し、障がい児（者）の療育に関する技術等の指導を行います。

（対象者）：在宅で生活する障がい児（者）並びにその家族

（サービス提供時間）：月曜日から金曜日 8：30～17：15

（主な担当職員）：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等

2 下関市こども発達センターどーなつ

① 児童発達支援

(目的)：日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

(対象者)：未就学の障がい児

(定員)：30名/日

(サービス提供時間)：月曜から金曜日まで

午前グループ 10:00～13:00

午後グループ 13:00～16:00

(担当職員)：管理者兼児童発達支援管理責任者、保育士、児童指導員

② 下関市発達支援事業

(目的)：こころ、ことば・からだの発達について悩みや心配のあるお子さんやその保護者及び子どもの療育、支援に関わる方の相談や助言を、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士が行います。

(対象者)：下関市内に居住する障がいを持つ児童の保護者、障がい児を支援する保育所等の関係者等

(サービス提供時間)：月曜日から金曜日 8:30～17:15

(担当職員)：作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士

3 下関市こども発達センター豊浦

① 児童発達支援

(目的)：日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

(対象者)：未就学の障がい児

(定員)：5名。放課後等デイサービスと合わせて1日を通じて10名

(サービス提供時間)：月曜から金曜日まで 9:00～13:00

(担当職員)：管理者兼児童発達支援管理責任者、保育士

② 放課後等デイサービス

(目的)：授業終了後又は休業日に施設に通っていただき、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

(対象者)：原則小学校に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児。※休業日とは、原則夏休み、冬休み等の長期休暇をいいます。

(定員)：5名。児童発達支援と合わせて1日を通じて10名

(サービス提供時間)：月曜から金曜日まで 14:00～17:00

休業日：13:00～17:00

(担当職員)：管理者兼児童発達支援管理責任者、保育士

【自主事業及び受託予定事業】

当事業団は、次の自主事業及び受託予定事業を実施いたします。

1 下関市こども発達センター

① 障害児相談支援「下関市こども発達センター」

(目的)：障害児が障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）を利用するために障害児支援利用計画を作成し、サービス利用開始後、計画した支援が適切に提供されているか一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

(対象者)：障害児通所支援を利用する（しようとする）すべての児童

(サービス提供時間)：月曜日から金曜日 8：30～17：15

(担当職員)：相談支援専門員

② 特定相談支援「下関市こども発達センター」

(目的)：障害福祉サービスの利用をするためにサービス等利用計画の作成し、サービス利用開始後、計画した支援が適切に提供されているか一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

(対象者)：障害福祉サービスを利用する（しようとする）障害者

(サービス提供時間)：月曜日から金曜日 8：30～17：15

(担当職員)：相談支援専門員

③ 一般相談支援「下関市こども発達センター」

(目的)：入所施設や精神科病院等からの退所、退院にあたって支援を要する者に対し、にゅしよ施設や精神科病院等における地域移行の取組みと連携ししつつ、地域移行に向けた支援を行う「地域移行支援」と、入所施設や精神科病院等から退所、退院した者が地域生活を継続していくために必要な支援を行う「地域定着支援」を実施します。

(対象者)：地域移行支援 障害者支援施設等に入居している障害者、精神科病院等に入院している精神障がい者

地域定着支援 居宅で単身生活を行う障がい者等のうち、地域生活を継続していくために何らかの支援が必要だと見込まれる者

(サービス提供時間)：月曜日から金曜日 8：30～17：15

(担当職員)：相談支援専門員

④ 在宅障害児療育支援事業「キッズハウス」(県指定事業)

(目的)：発達が気になる児童や障がい疑われる児童を保護者とともに通所していただき、遊びを通して日常生活訓練、機能訓練等を行います。

(対象者)：概ね4歳未満の児童

(サービス提供時間)：毎週木曜日 9：30～12：30

⑤ 下関市障害者相談支援事業（市委託事業）

(目的)：障がい者及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他障がい者等の権利擁護のために必要な支援を行います。

(対象者)：下関市に居住し、相談支援を必要とする障がい者等

(サービス提供時間)：月曜日から金曜日 8：30～17：15

(担当職員)：相談支援専門員

⑥ 発達障害児地域支援体制整備事業「スクラム下関」(市委託事業)

(目的)：発達障がい児やその家族に対する適切な支援が身近な地域で受けられるよう、支援機関による連携事業体「スクラム下関」を結成し、地域の支援機関相互の連携強化と専門性の向上を図ります。

2 下関市こども発達センター診療所

(診療科)：小児科・精神科

(対象者)：発達障害児(者)、発達が気になる児童

(診療日及び診療時間)：木曜日を除く平日 9：00～17：00

木曜日は不定期開所 9：00～12：00

(診療内容)：診療、薬剤予備治療材料の投与並びに支給、療育に関する相談及び助言、処置及び検査、その他医事に関すること。

特 色

▶発達障害専門外来

当診療所は、発達障害や発達が気になる児童専門の外来診療を行います。

▶完全予約制による診療

当診療所は完全予約制をとっており、利用者の密集を避けるとともに、利用児の不安な気持ちをできる限り軽減するよう待ち時間を短くするようにしております。

▶こども発達センター相談支援事業との連携

診察の結果、福祉サービスの利用が必要となったときには、こども発達センターの相談支援専門員と連携をとりながら、必要なサービスに速やかにつながられるようサポートしていきます。

▶看護師を診察補助員として配置

看護師を常時1名配置し、診察時にお子さんの行動観察等の補助にあたります。

▶下関市こども発達センター診療所職員配置

職名	主な担当業務	資格等	雇用形態 (人数)	勤務時間等
診療所長	診療所の管理 診察、相談 等	医師免許	正規 (1名)	38.75時間/週
看護師	診察補助 初期相談 等	看護師	嘱託 (2名)	32時間/週
事務員	診療報酬計算 カルテ整理 等	医療事務	嘱託 (2名)	24～32時間/週

その他、下関市こども発達センターの臨床心理士が発達検査等を行います。

様式第3号(第3条関係)

収支計画書(令和5年度)

公の施設の名称(下関市こども発達センター、下関市こども発達センターどーなつ、
下関市こども発達センター豊浦)

区 分		金 額(千円)	内 訳
収 入	市からの委託金	44,600	発達支援事業、地域療育等支援事業
	利 用 料 金	147,027	(利用料金制度適用施設のみ) 障害児通所給付費、利用者負担金収入
	そ の 他	9,677	積立資産取崩収入、前期末支払資金残高取崩 外
収入合計(A)		201,304	
支 出	人 件 費	161,144	職員給料、職員賞与、非常勤職員 給与、退職給付引当資産支出 外
	事 務 費	9,381	研修研究費、業務委託費(再委託:機械 警備、廃棄物運搬・処理、電気工作物保安 業務)、保守料(再委託:消防設備保守点 検) 外
	事 業 費	17,208	給食費、水道光熱費、消耗器具備 品費 外
	管 理 費	13,571	固定資産取得支出、本部運営費
支出合計(B)		201,304	
収支(A) - (B)		0	

- 注 1 年度とは、4月から翌年3月までをいう。ただし、年度の途中で公の施設が設置されたときは、初年度に限り、設置の日から翌年3月までを年度とする。
- 2 指定の期間が複数の年度にわたるときは、年度ごとに作成すること。

様式第3号(第3条関係)

収支計画書(令和6年度)

公の施設の名称(下関市こども発達センター、下関市こども発達センターどーなつ、
下関市こども発達センター豊浦)

区 分		金 額(千円)	内 訳
収 入	市からの委託金	44,600	発達支援事業、地域療育等支援事業
	利 用 料 金	143,996	(利用料金制度適用施設のみ) 障害児通所給付費、利用者負担金収入
	そ の 他	4,557	前期末支払資金残高取崩、職員給食費実費負担分 外
収入合計(A)		193,153	
支 出	人 件 費	159,897	職員給料、職員賞与、非常勤職員給与、退職給付引当資産支出 外
	事 務 費	9,375	研修研究費、業務委託費(再委託:機械警備、廃棄物運搬・処理、電気工作物保安業務)、保守料(再委託:消防設備保守点検) 外
	事 業 費	17,204	給食費、水道光熱費、消耗器具備品費 外
	管 理 費	6,677	本部運営費
支出合計(B)		193,153	
収支(A) - (B)		0	

- 注 1 年度とは、4月から翌年3月までをいう。ただし、年度の途中で公の施設が設置されたときは、初年度に限り、設置の日から翌年3月までを年度とする。
- 2 指定の期間が複数の年度にわたるときは、年度ごとに作成すること。

様式第3号(第3条関係)

収支計画書(令和7年度)

公の施設の名称(下関市こども発達センター、下関市こども発達センターどーなつ、
下関市こども発達センター豊浦)

区 分		金 額(千円)	内 訳
収 入	市からの委託金	44,600	発達支援事業、地域療育等支援事業
	利 用 料 金	143,769	(利用料金制度適用施設のみ) 障害児通所給付費、利用者負担金収入
	そ の 他	3,751	前期末支払資金残高取崩、職員給食費実費負担分 外
収入合計(A)		192,120	
支 出	人 件 費	158,261	職員給料、職員賞与、非常勤職員給与、退職給付引当資産支出 外
	事 務 費	9,879	研修研究費、業務委託費(再委託:機械警備、廃棄物運搬・処理、電気工作物保安業務、特殊建築物定期調査)、保守料(再委託:消防設備保守点検) 外
	事 業 費	17,205	給食費、水道光熱費、消耗器具備品費 外
	管 理 費	6,775	本部運営費
支出合計(B)		192,120	
収支(A) - (B)		0	

- 注 1 年度とは、4月から翌年3月までをいう。ただし、年度の途中で公の施設が設置されたときは、初年度に限り、設置の日から翌年3月までを年度とする。
- 2 指定の期間が複数の年度にわたるときは、年度ごとに作成すること。

様式第3号(第3条関係)

収支計画書(令和8年度)

公の施設の名称(下関市こども発達センター、下関市こども発達センターどーナつ、
下関市こども発達センター豊浦)

区 分		金 額(千円)	内 訳
収 入	市からの委託金	44,600	発達支援事業、地域療育等支援事業
	利 用 料 金	143,256	(利用料金制度適用施設のみ) 障害児通所給付費、利用者負担金収入
	そ の 他	4,358	前期末支払資金残高取崩、職員給食費実費負担分 外
収入合計(A)		192,214	
支 出	人 件 費	158,788	職員給料、職員賞与、非常勤職員給与、退職給付引当資産支出 外
	事 務 費	9,369	研修研究費、業務委託費(再委託:機械警備、廃棄物運搬・処理、電気工作物保安業務)、保守料(再委託:消防設備保守点検) 外
	事 業 費	17,205	給食費、水道光熱費、消耗器具備品費 外
	管 理 費	6,852	本部運営費
支出合計(B)		192,214	
収支(A) - (B)		0	

- 注 1 年度とは、4月から翌年3月までをいう。ただし、年度の途中で公の施設が設置されたときは、初年度に限り、設置の日から翌年3月までを年度とする。
- 2 指定の期間が複数の年度にわたるときは、年度ごとに作成すること。

様式第3号(第3条関係)

収支計画書(令和9年度)

公の施設の名称(下関市こども発達センター、下関市こども発達センターどーなつ、
下関市こども発達センター豊浦)

区 分		金 額(千円)	内 訳
収 入	市からの委託金	44,600	発達支援事業、地域療育等支援事業
	利 用 料 金	144,559	(利用料金制度適用施設のみ) 障害児通所給付費、利用者負担金収入
	そ の 他	4,260	前期末支払資金残高取崩、職員給食費実費負担分 外
収入合計(A)		193,419	
支 出	人 件 費	159,912	職員給料、職員賞与、非常勤職員給与、退職給付引当資産支出 外
	事 務 費	9,368	研修研究費、業務委託費(再委託:機械警備、廃棄物運搬・処理、電気工作物保安業務)、保守料(再委託:消防設備保守点検) 外
	事 業 費	17,207	給食費、水道光熱費、消耗器具備品費 外
	管 理 費	6,932	本部運営費
支出合計(B)		193,419	
収支(A) - (B)		0	

- 注 1 年度とは、4月から翌年3月までをいう。ただし、年度の途中に公の施設が設置されたときは、初年度に限り、設置の日から翌年3月までを年度とする。
- 2 指定の期間が複数の年度にわたるときは、年度ごとに作成すること。